

**「子ども・子育て支援新制度」における
長野市の保育所等利用者負担について
(中間答申素案)**

平成26年9月30日

長野市社会福祉審議会

目次

	ページ
1 はじめに	2
2 子ども・子育て支援新制度の概要	2
(1) 施設型給付費と利用者負担の関係	2
(2) 認定区分と利用者負担の関係	3
(3) 新制度における教育・保育施設の選択肢	3
(4) 市町村が設定すべき利用者負担（保育料）	4
3 長野市の利用者負担（保育料）等の現状	4
(1) 認定こども園、幼稚園、保育園の現状	4
(2) 保育所保育料	4
ア 現行の本市の保育所保育料	4
イ 多子世帯の保護者負担の軽減	6
ウ 保育料改定の経過	6
(3) 幼稚園保育料	6
ア 幼稚園保育料の現状	6
イ 幼稚園就園奨励費補助	6
(4) 未就学児童数等の推移	7
(5) 市の財政負担への影響	7
4 新制度における国の利用者負担（保育料）の考え方	9
5 新制度における長野市の利用者負担（保育料）の設定	9
(1) 幼稚園（1号認定）の利用者負担（保育料）	9
ア 利用者負担の基本的な考え方	9
イ 具体的な利用者負担の設定	10
(2) 保育所（2号・3号認定）の利用者負担（保育料）	11
ア 利用者負担の基本的な考え方	11
イ 具体的な利用者負担の設定	11
6 おわりに	12
参考資料	14

1 はじめに

平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

この制度は、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量の拡充や質の改善を進めるもので、国では消費税の引き上げに伴う増税分の一部をこの財源に充てるとしています。

新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付費」が創設されるとともに、教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用者は、市町村からそれぞれ利用希望に応じた認定（1～3号認定）を受けることが必要になります。また、保育施設の利用時間については、新たに「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分が設けられます。

こうしたことから、各市町村では、これまでの保育所利用者負担（保育料）に加え、幼稚園利用者負担（保育料）の料金設定、及び保育所利用者負担（保育料）については、「保育標準時間」と「保育短時間」それぞれの料金設定が必要になります。

本審議会では、本年 5 月 29 日に長野市長から『「子ども・子育て支援新制度」における長野市の保育所等利用者負担について』の諮問を受け、調査審議を付託した児童福祉専門分科会において、これらの利用者負担（保育料）について慎重に審議を重ねてまいりましたが、これまでの審議経過等を「中間答申」としてまとめましたので、ここに報告します。

2 子ども・子育て支援新制度の概要

「子ども・子育て支援新制度」は、消費税が 10%に引き上げられた際に、約 7,000 億円の恒久財源を子ども・子育て支援のために効果的に活用していくものです。

(1) 施設型給付費と利用者負担の関係

新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所共通の公的な財政支援として「施設型給付費」が創設されます。

これは、施設運営費の総額として国が定める「公定価格」から「利用者負担額」を差し引いた金額です。

● 「施設型給付費」 = 「公定価格」 - 「利用者負担額」

公定価格 = 教育・保育の提供に係る人件費、管理費、事業費等を積算したもの

(2) 認定区分と利用者負担の関係

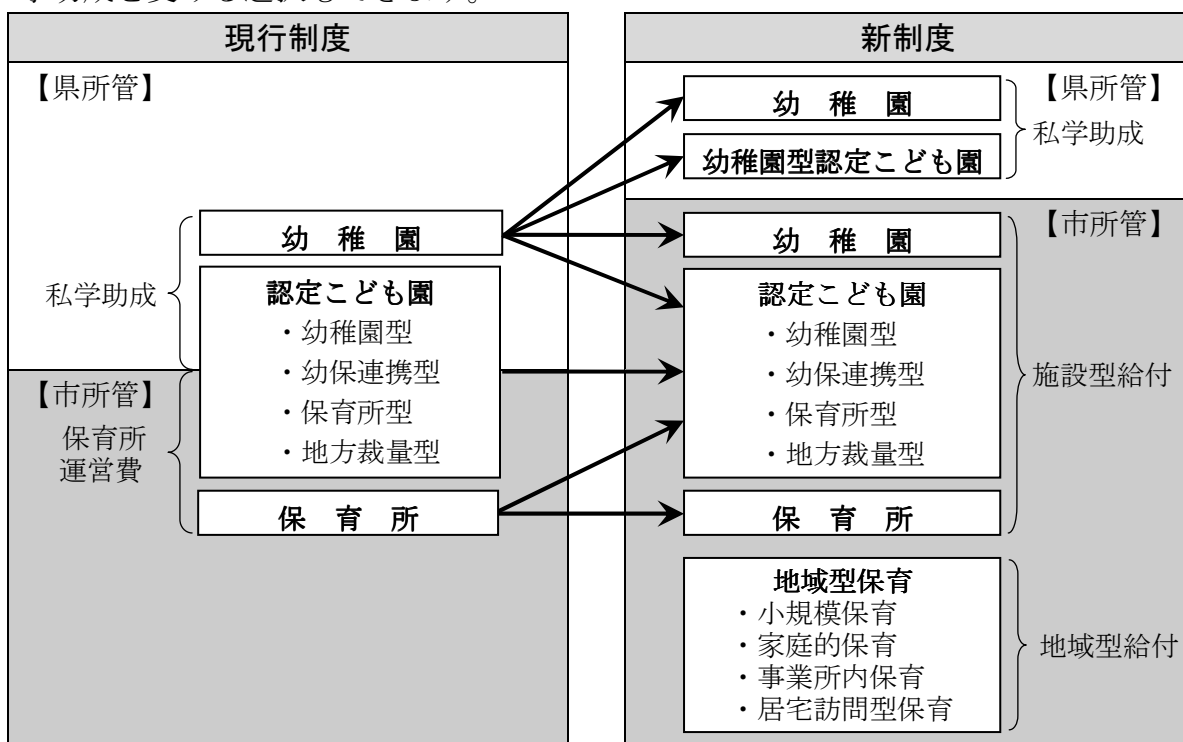
新制度において新設される認定区分と各利用者負担の関係は次のとおりです。

区 分	保育を必要とする			保育を必要としない		
	認定区分	利用時間	利用者負担	認定区分	利用時間	利用者負担
3歳未満児	3号認定 (保育認定)	保育標準 時間利用	現在の保育 所保育料 (3歳未満 児)に相当	—	—	—
		保育短時 間利用	新設			
3歳以上児	2号認定 (保育認定)	保育標準 時間利用	現在の保育 所保育料 (3歳以上 児)に相当	1号認定 (教育認定)	教育標準 時間利用	現在の幼稚 園保育料に 相当(現在 は各幼稚園 で設定)
		保育短時 間利用	新設			

(3) 新制度における教育・保育施設の選択肢

現在の認定こども園、幼稚園、保育所の新制度における施設運営形態の選択肢は次のとおりです。

なお、現行の幼稚園については、新制度に移行せず、現行制度のままで私学助成を受ける選択もできます。



(4) 市町村が設定すべき利用者負担（保育料）

新制度において設定が必要な利用者負担（保育料）は次のとおりです。

年齢	利用者負担（保育料）	利用時間	利用施設
3歳 以上	教育標準時間認定	標準4時間	認定こども園（教育機能）、幼稚園
	保育認定（保育標準時間）	最長11時間	認定こども園（保育機能）、保育所
	保育認定（保育短時間）	最長8時間	
3歳 未満	保育認定（保育標準時間）	最長11時間	認定こども園（保育機能）、保育所、
	保育認定（保育短時間）	最長8時間	地域型保育

3 長野市の利用者負担（保育料）等の現状

(1) 認定こども園、幼稚園、保育園の現状

各施設の施設数、児童数は次のとおりです。 平成26年5月1日現在

区分	認定こども園		幼稚園		保育所		合計	
	園数	児童数	園数	児童数	園数	児童数	園数	児童数
公立	(1)	(31)	1	53	42	3,194	43	3,247
私立	(6)	(1,318)	28	4,226	44	5,099	72	9,325
計	(7)	(1,349)	29	4,264	86	8,293	115	12,572

※認定こども園は、幼稚園、保育所それぞれの内数

(2) 保育所保育料

ア 現行の本市の保育所保育料

現行の本市の保育所保育料の概要は、次のとおりです。

- ・所得階層区分は、国基準の8階層をさらに細分化して16階層の設定（表1）
- ・年齢区分は、国基準に合わせて、3歳以上児、3歳未満児の2区分の設定（表1）
- ・国基準に対する保育料の軽減は、全所得階層の平均で約28%（表1）
- ・所得階層別の軽減率は、低所得者、高所得者の軽減率が相対的に高く、中所得者の軽減率が低い設定（図1）
- ・所得階層区分別の推定年収に占める保育料の負担割合は、低所得者、高所得者が相対的に低く、中所得者が高い設定（図2）
- ・3歳以上児、3歳未満児の保育料は、国基準に比べ、中～高所得者で金額差が大きい設定（図2）

(表 1)

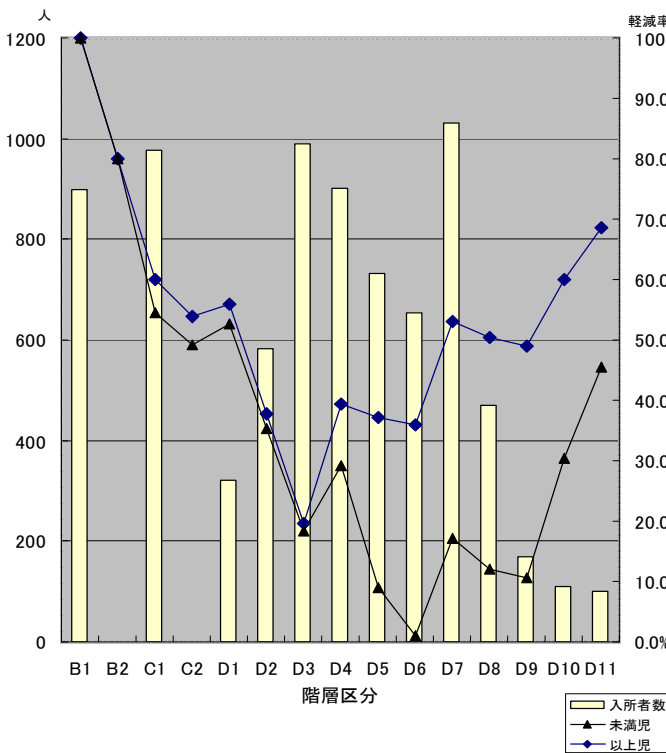
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児
I	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
II	第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	9,000	6,000
III	市町村民税非課税世帯		
III	市町村民税課税世帯	19,500	16,500
IV	40,000円未満	30,000	27,000
V	第1階層を除き、前年度分の所得課税世帯であって、その所得額の区分が次の区分に該当する世帯	44,500	41,500
V	40,000円以上 103,000円未満		
VI	103,000円以上 413,000円未満	61,000	58,000
VII	413,000円以上 734,000円未満	80,000	77,000
VIII	734,000円以上	104,000	101,000

階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B1	A階層及びD階層を25年度分(24年分所得に対する)市町村民税非課税世帯	0	0
B2	25年度分(24年分所得に対する)市町村民税非課税世帯	1,800	1,200
C1	25年度分(24年分所得に対する)市町村民税課税世帯	8,900	6,600
C2	25年度分(24年分所得に対する)市町村民税課税世帯	9,900	7,600
D1	7,500円未満	14,200	11,900
D2	7,500円以上 20,000円未満	19,400	16,800
D3	20,000円以上 40,000円未満	24,500	21,700
D4	A階層を除く25年度分所得課税世帯	31,500	25,200
D5	40,000円以上 60,000円未満	40,500	26,100
D6	60,000円以上 80,000円未満	44,000	26,600
D7	80,000円以上 103,000円未満	50,500	27,200
D8	103,000円以上 183,000円未満	53,600	28,700
D9	183,000円以上 283,000円未満	54,500	29,600
D10	283,000円以上 413,000円未満	55,600	30,700
D11	413,000円以上 734,000円未満	56,700	31,800

※保育料は、入園した年度の初日の前日現在の年齢で認定し、入園後に年齢が変わっても、年度中は入園した年度の初日の前日現在の年齢とする。

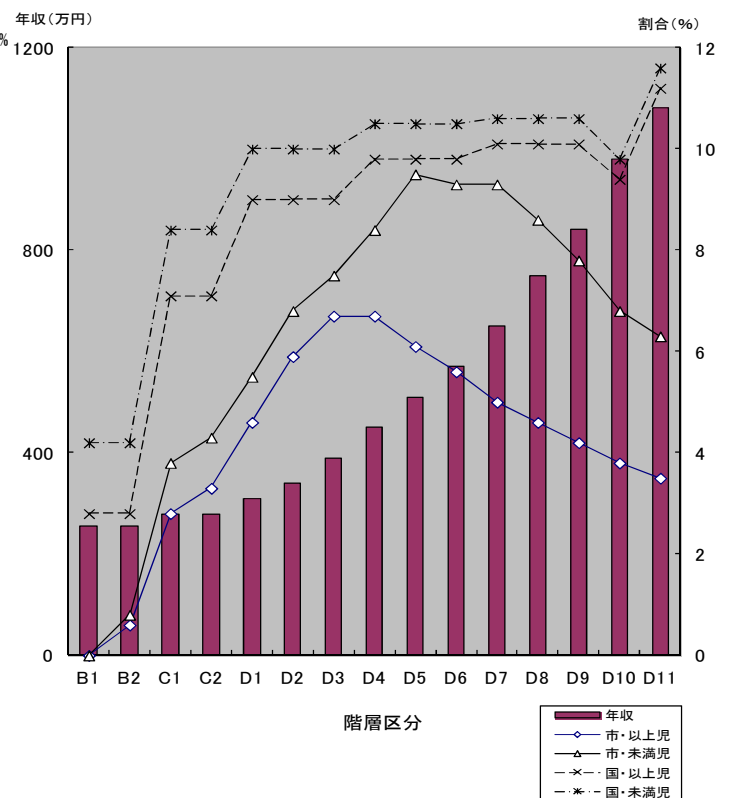
(図 1)

国基準に対する本市の保育料階層区分別軽減率



(図 2)

年収に占める保育料の割合



イ 多子世帯の保護者負担の軽減

同一世帯から保育所等に入所(※)している就学前の児童が2人以上いる場合には、2子目に係る保育料は半額、3子目以降の保育料は無料としています。(参考1)

※ 保育所、幼稚園又は認定こども園、特別支援学校の幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合

ウ 保育料改定の経過

本市の保育料は、平成10年度以降、一部階層において500円又は1,000円の引き下げ、引き上げを行うなどの微調整は行ってきましたが、原則据え置きとしてきています。(参考2)

(3) 幼稚園保育料

現行の制度では、各幼稚園が設定した保育料を各園で保護者から直接徴収し、年度後半に市が交付する就園奨励費補助金により、世帯の所得の多寡に応じた保育料に調整されています。

ア 幼稚園保育料の現状

本市の現行の幼稚園保育料は、次のとおりです。

区 分		園数	保育料(月額)	備 考
私立	幼稚園	22	平均 約27,300円	・3歳児の入園料を含めた保育料平均額 最低24,200円～最高36,200円 ・ほとんどの幼稚園で、保育料とは別に、給食費や通園バス代、制服代等の実費徴収が行われている。
	認定こども園(幼稚園機能)	6	平均 約27,400円	
	計	28	平均 約27,400円	
公立	幼稚園(県)	1	18,500円	・県短期大学附属幼稚園 ・入園料は31,300円
	認定こども園(市)	1	8,000円	・なかじょう保育園(幼稚園機能) ・保育所型認定こども園

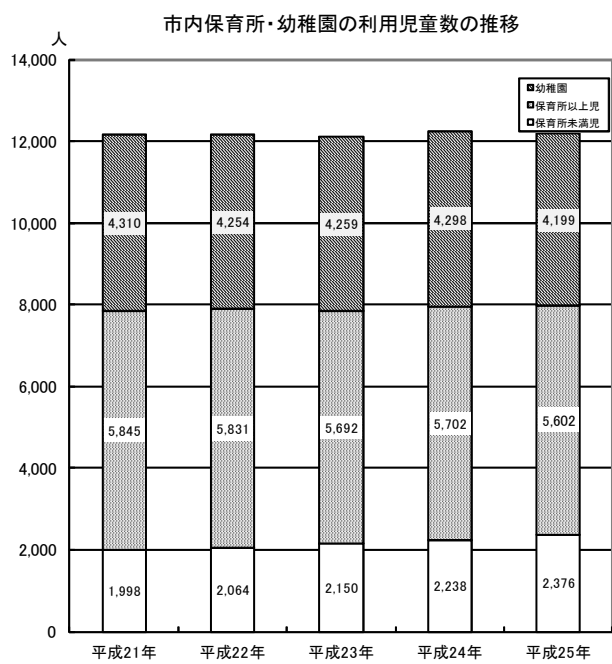
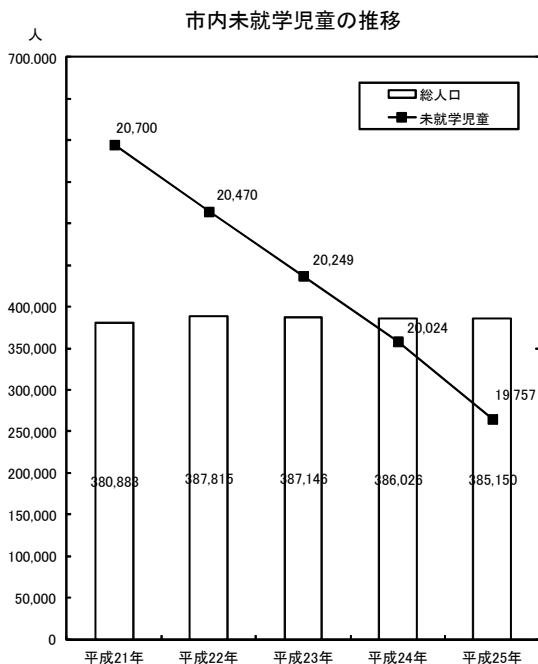
イ 幼稚園就園奨励費補助

保育料等の平均額から保護者の所得に応じた幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いた後の保護者の実負担額は次のとおりです。

階層区分	推定年収	実負担額
① 生活保護世帯	—	0円
② 市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	～270万円	9,100円
③ 市町村民税所得割課税額 77,100円以下	～360万円	16,100円
④ 市町村民税所得割課税額 211,200円以下	～680万円	20,500円
⑤ 市町村民税所得割課税額 211,201円以上	680万円～	25,700円

(4) 未就学児童数等の推移

本市の未就学児童数は、年々減少傾向にあります。認定こども園、幼稚園、保育所への入所児童数の合計は、ここ数年ほぼ横ばい傾向にあります。これは、3歳以上児の入所が減少する一方で、少しずつ3歳未満児の入所が増加し、ほぼ均衡しているためです。



(5) 市の財政負担への影響

私立保育所運営費について近年の傾向を見ると、年々、利用者負担、国庫負担金、市負担金ともに増加し、全体額が増えつつあります。

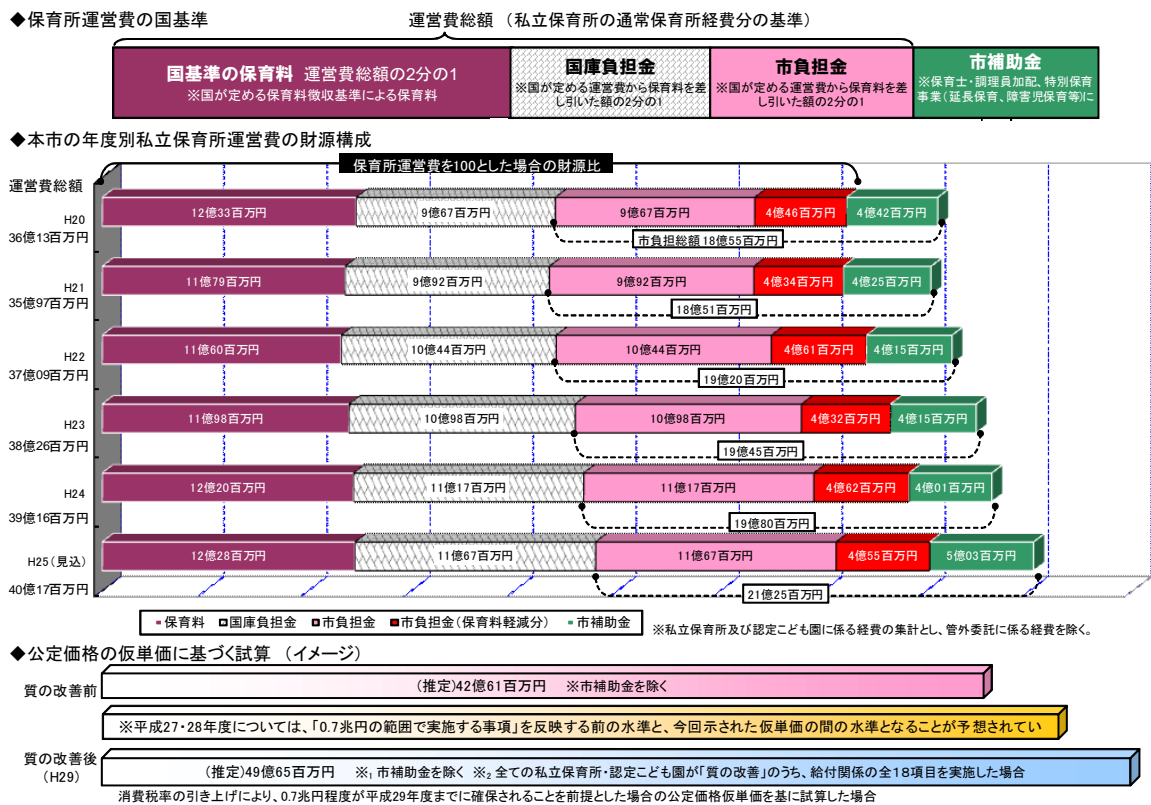
これは、保育単価の高い3歳未満児の増加が主な原因と考えられます。

来年後からスタートする新制度では、これまでの保育所運営費に代わり、公定価格の施設型給付費が創設されますが、5月に国から示された仮単価

に基づく試算では、質の改善前では約 42 億 61 百万円、質の改善後では約 49 億 65 百万円と推定され、本市への財政負担の増加が見込まれます。(図 3)

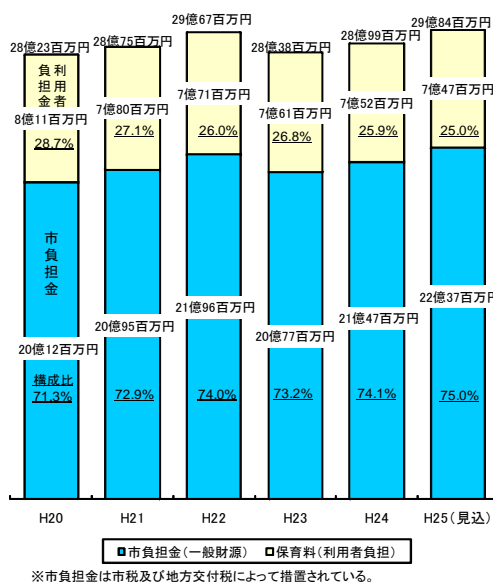
また、公立保育所の運営費についても、私立保育所と同様にその経費は年々増加する傾向にあります。全額を一般財源から支出(地方交付税措置あり)している公立保育所の運営費についても、その経費は今後増大することが見込まれます。(図 4)

(図 3) 私立保育所運営費の推移

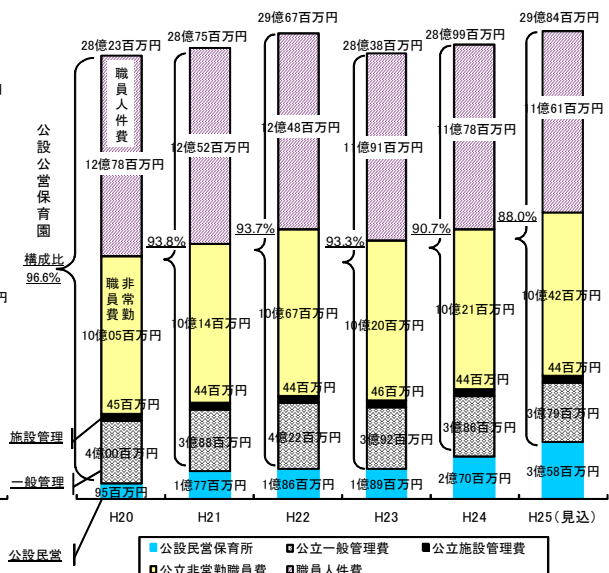


(図 4)

【公立保育所運営費の推移】



【公立保育所運営費の目的別事業比率の推移】



4 新制度における国の利用者負担（保育料）の考え方

新制度における国の利用者負担についての考え方や基準（イメージ）は次のとおりです。

(1) 基本的な考え方

ア 世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとし、現行の幼稚園、保育所の利用者負担の水準を基に、国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定める。

イ 利用者負担は、1号給付、2・3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準とする。

(2) 国の保育料の基準（イメージ）

項目	教育標準時間認定（1号認定）	保育認定（2号・3号認定）
利用者負担の水準	現行の幼稚園就園奨励費補助金を考慮し、利用者が現在実際に負担している料金を保育料として設定（全国平均の保育料から保護者の所得に応じて支給される幼稚園就園奨励費を控除した金額）	現行の保育所運営費における保育料を据え置く料金を保育標準時間の保育料として設定
所得階層区分	5階層 （現行の幼稚園就園奨励費補助金の所得階層区分と同じ）	8階層 （現行の保育料の所得階層区分と同じ）
所得階層区分の設定	市民税所得割課税額	市民税所得割課税額 （現行の所得税額から変更）
年齢区分	—	2区分 （3歳以上児と3歳未満児）
年齢区分での金額差	—	すべての所得階層で3歳未満児を一律月額3,000円高く設定
保育短時間	—	保育標準時間の98.3%を基本に設定

5 新制度における長野市の利用者負担（保育料）の設定

(1) 幼稚園（1号認定）の利用者負担（保育料）

ア 利用者負担の基本的な考え方

本市の利用者負担の設定に当たり、基本的な考え方は次のとおりとすることが適当と考えます。

- ・ 現行の幼稚園の利用者負担の水準を基に、国が定める水準を限度とした利用者負担額を設定する。
- ・ 幼稚園、認定こども園を問わず、同一の利用者負担額を適用する。
- ・ 制度改正の過渡期に当る平成27年度は、新制度に移行する幼稚園と現

行制度に留まる幼稚園とが並存することが見込まれるため、それぞれの幼稚園の利用者間に不均衡や不平等が生じないように配慮した利用者負担額を設定する。

- ・ 保育所利用者負担（2号・3号認定）との均衡（所得階層区分の違い、低所得者の利用者負担額の取り扱い、それぞれの利用時間と負担額の不均衡）については、今後、消費税10%引き上げ後の増税分から約7,000億円が新制度に充てられ、制度が完成する平成29年度を目途に、幼稚園の新制度への移行状況も見極めながら見直しを行うこととする。
- ・ 新制度への移行に伴い、利用者負担額が変更になる幼稚園等については、経過措置を講じることとする。

イ 具体的な利用者負担の設定

具体的な利用者負担の設定は、次のとおりとすることが適当と考えます。

【設定内容】

利用者負担の所得階層区分、各所得階層区分の金額については、国の基準（イメージ）どおりとする。

【設定理由】

- 1 国の利用者負担の基準は、現行の利用者負担の実態を踏まえたものになっている。
- 2 現行の本市の幼稚園保育料平均値は、国が今回示した上限額を上回っているため、基本的には国の基準どおりとすることが適当と思われる。
- 3 新制度へ移行しない幼稚園の利用者は、引き続き、国基準による就園奨励費補助を受けることを原則としているため、新制度の幼稚園について、国の基準と異なる利用者負担の設定をした場合、公平性に欠ける。

【新制度の利用者負担額】

階層区分	利用者負担
① 生活保護世帯	0円
② 市町村民税非課税世帯（市民税所得割非課税世帯含む）	9,100円
③ 市町村民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④ 市町村民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤ 市町村民税所得割課税額 211,201円以上	25,700円

(2) 保育所（2号・3号認定）の利用者負担（保育料）

ア 利用者負担の基本的な考え方

本市の利用者負担の設定に当たり、基本的な考え方は次のとおりとすることが適当と考えます。

- ・ 現行の保育所の利用者負担の水準を基に、国が定める水準を限度とした利用者負担額を設定する。
- ・ 保育所、認定こども園、地域型保育事業を問わず、認定区分ごとに同一の利用者負担額を適用する。
- ・ 所得階層間の利用者負担のバランス及び3歳以上児と3歳未満児の利用者負担の額の差については、今後、消費税10%引き上げ後の増税分から約7,000億円が新制度に充てられ、制度が完成する平成29年度を目途に見直しを行うこととする。（参考3）
- ・ 少子化対策に市としても先駆的に取り組むため、多子軽減策について配慮する。

イ 具体的な利用者負担の設定

具体的な利用者負担の設定は、次のとおりとすることが適当と考えます。

【設定内容】

本市の現行制度の利用者負担を基本に、次のとおり新制度等に必要なる変更・新設等を行うこととする。

- ① 所得階層区分（16階層）と年齢区分（2区分）は同じとする。
- ② 現行の保育料の軽減率（各所得階層の利用者負担額）を維持する。
- ③ 保育短時間の利用者負担は、国基準の比率に合わせて、保育標準時間の利用者負担の約98.3%（▲1.7%）を基本に設定する。
- ④ 所得階層区分の設定は、国基準の変更に合わせて、所得税額から市民税所得税課税額に変更する。
- ⑤ 多子軽減策について、現行の制度に加え、原則として、18歳未満の児童が3人以上いる世帯のうち、当該世帯の3人目以降で、かつ、3歳未満児の児童の利用者負担を無償（所得制限あり）とする制度を新設する。

【設定理由】

- 1 国は、新制度において、平成26年度の利用者負担を据え置くイメージとしていることから、本市においても現制度の利用者負担の水準を基本とすることが適当と思われる。

- 2 新設される保育短時間の利用者負担は、国基準と異なる設定とすべき特段の事情が見あたらないことから、国基準どおりに保育標準時間から1.7%を減じた額とすることが適当と思われる。
- 3 消費税が10%に引き上げられ、約7,000億円の財源が確保されて新制度が完成するまでは、本市の財政に与える影響等が明らかではなく、抜本的に利用者負担を見直すべき状況にはないが、喫緊の課題である少子化対策には一刻も早く取り組むことが適当と思われる。

【新制度の利用者負担額】

階層区分	定 義	保育標準時間		保育短時間	
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
B1	市町村民税非課税世帯で母子、父子、障害者世帯	0円	0円	0円	0円
B2	市町村民税非課税世帯で上記以外の世帯	1,800円	1,200円	1,800円	1,200円
C1	市町村民税所得割課税額48,600円未満で母子、父子、障害者世帯	8,900円	6,600円	8,900円	6,600円
C2	市町村民税所得割課税額48,600円未満で上記以外の世帯	9,900円	7,600円	9,900円	7,600円
D1	市町村民税所得割課税額 60,000円未満	14,200円	11,900円	14,000円	11,700円
D2	市町村民税所得割課税額 76,000円未満	19,400円	16,800円	19,100円	16,500円
D3	市町村民税所得割課税額 97,000円未満	24,500円	21,700円	24,100円	21,300円
D4	市町村民税所得割課税額 123,000円未満	31,500円	25,200円	31,000円	24,800円
D5	市町村民税所得割課税額 148,000円未満	40,500円	26,100円	39,800円	25,700円
D6	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	44,000円	26,600円	43,300円	26,200円
D7	市町村民税所得割課税額 219,000円未満	50,500円	27,200円	49,700円	26,700円
D8	市町村民税所得割課税額 265,000円未満	53,600円	28,700円	52,700円	28,200円
D9	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	54,500円	29,600円	53,600円	29,100円
D10	市町村民税所得割課税額 397,000円未満	55,600円	30,700円	54,700円	30,200円
D11	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	56,700円	31,800円	55,700円	31,300円

6 おわりに

児童福祉専門分科会での調査審議を経て、ここに中間答申をする運びとなりましたが、審議の経過において、長野市の現行の保育所保育料についていくつかの特徴が明らかになりました。

(1) 所得階層間での保育料負担割合の差

一つ目としては、国基準の保育料に対して全所得階層の平均では、約28%の軽減を行っているものの、各所得階層間ではその軽減率に差が生じており、低所得者と高所得者の軽減率が相対的に高く、中所得者の軽減率が相対的に低い設定になっていることです。このことによって、子育て世帯の大多数で

ある中所得者の所得に占める保育料の負担割合が高くなっています。

(2) 3歳未満児と3歳以上児の保育所保育料の差

二つ目としては、3歳未満児と3歳以上児の保育所保育料の差が中所得者の階層で大きくなっており、他の階層に比べて相対的に高く設定されていることです。3歳未満児の保育需要が増えていく中で、保護者の負担感が増す要因になっているものと考えられます。こうしたことから、国の応能負担の原則からも、低～中所得者の保育料を引き下げ、高所得者の保育料を引き上げて全体のバランスを整える必要があると考えます。

しかしながら、新制度の詳細が未だ明らかにならない現時点では、将来にわたる本市の財政に与える影響も見通せないことなどから、抜本的な保育料の見直しに着手すべき段階にはないと判断し、これらに対する問題意識を持ちながらも、必要最小限の変更や新設にとどめ、基本的には新制度においても現行の保育料を据え置くことが適当であるとの結論に至りました。これらの課題については、今後、新制度が完成する平成29年度を目途に、国の動向などをしっかりと見極めながら、時間をかけて見直しを行うことが必要であると考えます。

一方、国をあげて少子化対策に取り組む中で、長野市としても何らかの対策が必要と考え、第3子以降の出産を後押しするための保育所保育料の軽減策を新設することが適当と判断しました。今年度からこども未来部が新設され、子育て支援の充実に対する市民の期待も高まる中で、この施策が実現することを強く望んでいます。

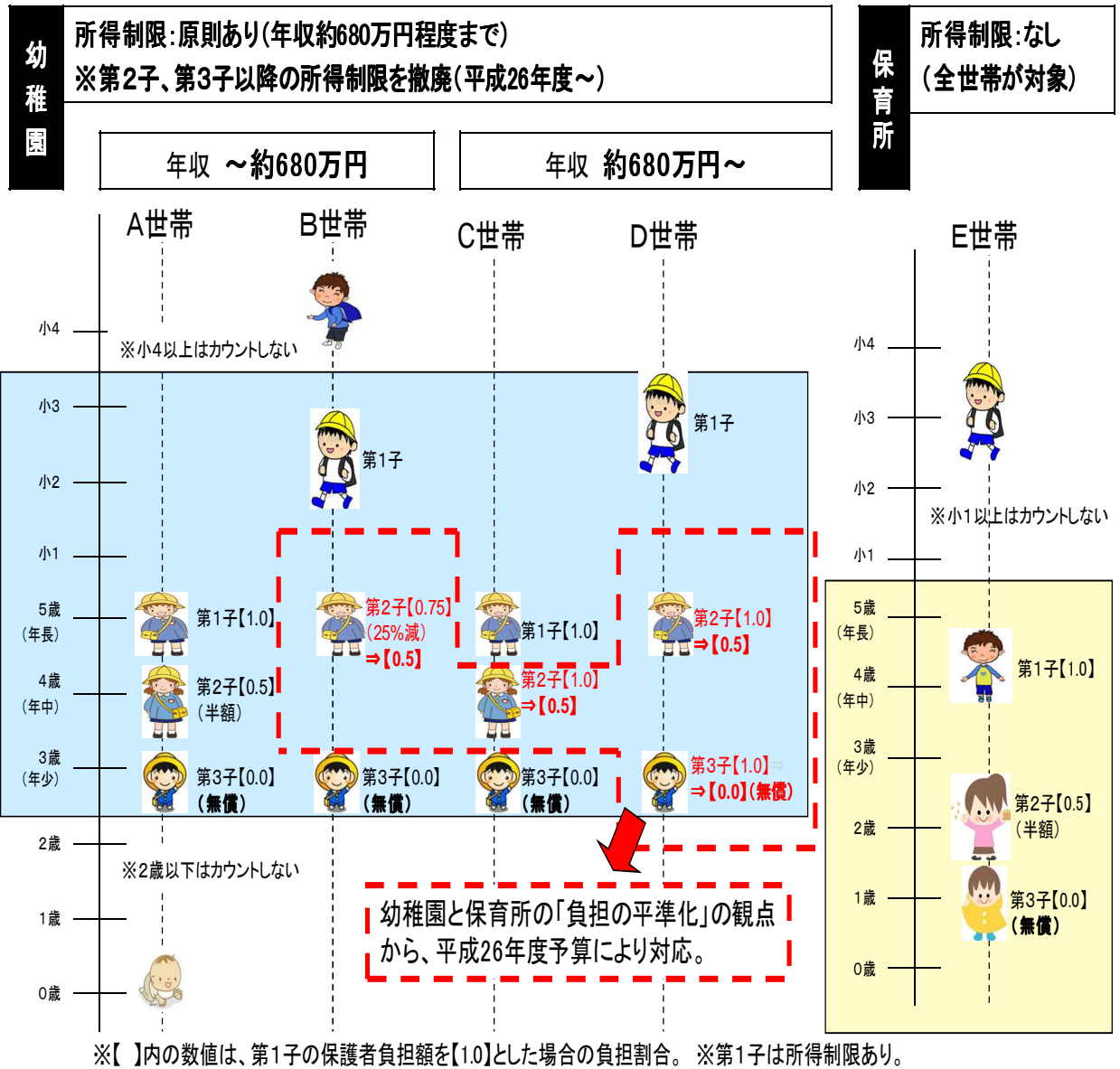
また、幼稚園保育料については、来年度からの新制度の本格施行に係わらず、現行の私学助成と幼稚園就園奨励費補助による施設運営形態を選択する施設が多く、新制度に移行して施設型給付を受ける施設が少ないことが見込まれていることが分かり、当面は、それぞれの運営形態の幼稚園を利用する保護者間での公平性を保つ観点から、幼稚園就園奨励費補助による保護者の実負担額を新制度の利用者負担とすることが適当であるという結論となりました。このように、実質的には現在の利用者負担を据え置く内容となりましたが、消費税が増税され市民の負担が増える中で、利用者負担は変わらなくとも、より質の高い幼児期の教育や保育が提供されるよう改善が図られていくことを切に期待しています。

最後に、市の担当部局では、厳しいスケジュールの中で、日々新制度移行に当たっての対応に追われていることと存じますが、新制度への円滑な移行とともに、市民ニーズを的確に把握し、本市においてより良い子ども・子育て環境を整備していただくことをお願いし、中間答申とします。

参考資料

(参考 1)

多子世帯の保護者負担の軽減

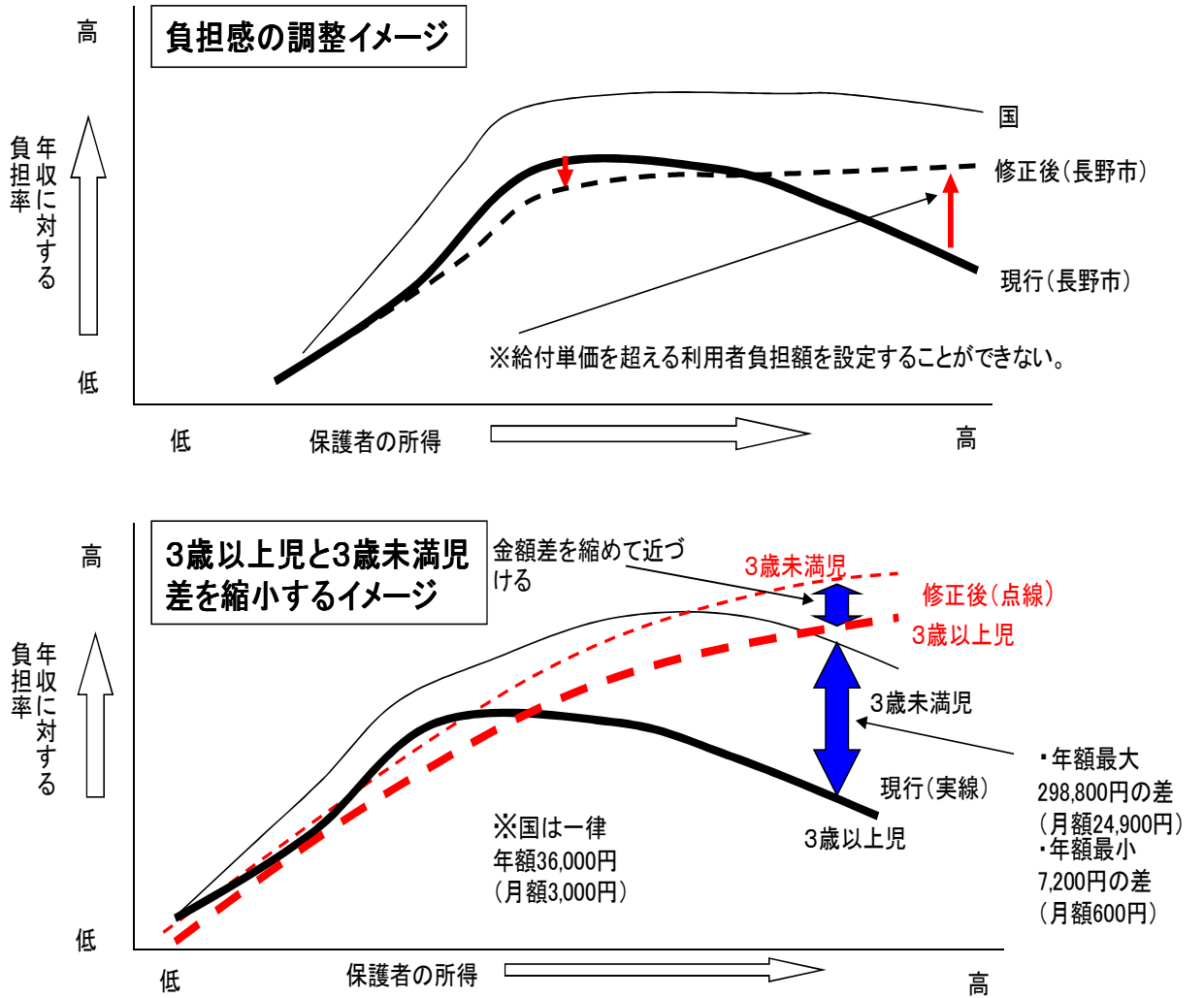


(参考2)

長野市の保育所保育料の改定等経緯

年度	措置	内 容	階層数	
			国	市
昭和50年4月1日		保育料及び使用料の適正化を図ることを目的に、長野市保育所徴収金等審議会を設置		
平成9年度	改定	・国の改定措置に準じて、改定率△1.15%～18.3%の範囲で改定		
平成10年度	原則据え置き	・20階層を15階層に変更 ・階層区分の変更の際に、階層間の開差及び激変緩和を配慮	7	15
平成11年度	原則据え置き	・同一世帯から3人以上保育所に入所している場合、3人目以降の保育料を無料とし、全階層に適用	7	15
平成12年度	据え置き		7	15
平成13年度	改定	・D6階層の3歳未満児を保育料を引き下げ 44,500円 → 44,000円	7	15
平成14年度	据え置き		7	15
平成15年度	据え置き		7	15
平成16年度	改定	・階層間格差の均衡を図るため、D4階層の3歳未満児の保育料 30,500円 → 31,500円へ引き上げ、 D5階層の3歳未満児の保育料 41,500円 → 40,500円へ引き下げ	7	15
平成17年度	据え置き		7	15
平成18年度	据え置き		7	15
平成19年度	原則据え置き	・同一世帯から保育所の他に、幼稚園及び認定こども園を利用している兄弟も算定対象人数に含めて、2人目以降における保育料を軽減措置	7	15
平成20年度	原則据え置き	・定率減税廃止に伴う所得税の増加による保育所保育料負担の増加を抑制すること、及び国から地方への税源移譲に伴い所得税が減額となることによる保育所保育料の減収を抑制、並びにD1階層からD10階層の税額区分の変更	7	15
平成21年度	据え置き		7	15
平成22年度	原則据え置き	・高所得者層に1階層追加し、D11階層とする	8	16
平成23年度	据え置き		8	16
平成24年度	原則据え置き	・所得税額は、平成22年度税制改正により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、引き続き当該扶養控除があるものとして、税制改正前の控除額で計算することにより調整した額とする	8	16
平成25年度	据え置き		8	16
平成26年度	原則据え置き	・復興特別所得税は保育料に影響しないものとする	8	16

(参考3)



ながのご縁を  信都・長野市